社会福祉法人黒松内つくし園 役員等の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黒松内つくし園(以下「当法人」という)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)及び各種委員会外部委員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり別紙に基づき報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。
 - (1) 常勤の理事 報酬
 - (2) 非常勤の役員 報酬
 - (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等の報酬上限は、報酬総額(年額)上限額を定めて、その限度額内で 理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支給する。)とする。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会及び各種内部会議等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者にあっては、その遺族に) 支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義 の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、職員給与規定に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 役員等が旅行以外の職務の遂行により、法人の内部会議等へ出席する場合については、自家用自動車を使用する場合は、自家用自動車借上げ規定に準じて支給し、公共交通機関を利用する場合は実費を支給する。ただし、役員等が居住している市町村でこれらの会議等を行う場合は、費用を支給しない。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬 等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、規程管理規程別表2の定めにより、評議員会の承認を 受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に 定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月20日より施行する。

表1 非常勤役員等報酬の額

理事会・評議員会・内部監査・法人	半日(4時間未満)5,000円
会議・研修会・委員会等の出席	1日(4時間以上)10,000円

別紙 役員等報酬上限基準 ※法人所在地の市町村の首長、議員等の報酬、当法人職員の給与等を考慮して作成。

1、理事

理事長

非常勤 週1~2日実務	月額 200,000 円	報酬年額 2,400,000 円
非常勤 週3~4日実務	月額 400,000 円	報酬年額 4,800,000 円
常勤 週5日以上実務	月額 600,000 円	報酬年額 6,480,000 円

理事長で施設長等を兼務している場合の給与 (年俸制職員の定年まで)

常勤	週5日以上勤	月額 600,000 円	年俸	管理職手当	合計
務		(管理職手当含)	6,480,000 円	720,000 円	7,200,000 円

常務理事

| 常勤 週 5 日以上実務 | 月額 450,000 円 | 年額 5,400,000 円 |

常務理事で施設長等を兼務している場合の給与(年俸制職員の定年まで)

常勤	週5日以上勤務	月額 550,000 円	年俸	管理職手当	合計
吊 刬	週 3 日以上勤伤	(管理職手当含)	5,940,000 円	660,000 円	6,600,000 円

理事

非常勤 週1日~2日実務	月額 150,000 円 報酬年額 1,800,000 円
非常勤 週3日~4日実務	月額 300,000 円 報酬年額 3,600,000 円
常勤 週5日以上実務	月額 450,000 円 報酬年額 5,400,000 円
非常勤で不定期実務の場合 (理事業務・理事会・評議員会・各種 会議等への出席)	半日(4時間未満)5,000円 1日(4時間以上)10,000円

理事で施設長等を兼務している場合の給与(年俸制職員の定年まで)

常勤 週5日以上勤	月額 520,000 円	年俸	管理職手当	合計
務	(管理職手当含)	5,616,000 円	624,000 円	6,240,000 円
常勤 週5日以上勤務 2ヶ所以上の施設を 兼務または総合施設 長	月額 552,500 円 (管理職手当含)	年俸 5,967,000 円	管理職手当 663,000 円	合計 6,630,000 円

2、監事

非常勤で週1~3日以内実務	報酬年額 2,400,000 円 (月額 200,000 円)
常勤監査週4~5日以内実務	報酬年額 3,600,000 円 (月額 300,000 円)
非常勤で不定期実務の場合 (会議出席・内部監査の実施、各施設等 随時監査等)	半日(4時間未満) 5,000円 1日(4時間以上)10,000円

3、評議員

週1~2日実務し、理事や監事、会計監 査人の実務状況や事業の経営実態を把 握する等の業務を行う者	報酬年額 1,800,000 円 (月額 150,000 円) を上限として支給することができる。
上記以外	半日(4時間未満)5,000円 1日(4時間以上)10,000円

4、会計監査人

監査法人に委託	監査法人委託契約	公認会計士
(監事及び理事会審査)	8,000,000 円	8,000,000 円

別記1 役員等の報酬の支給基準

常勤役員の報酬は、①-(1)民間事業者の役員の報酬、①-(2)北海道知事の報酬、②職員の給与、③法人の経理の状況等を基準として、民間事業者の役員等実績の上限額を超えないことを支給基準とし、別表1、2、3に記載のとおり、算定するものとする。

①-(1)民間事業者の役員の報酬平均

企業規模(従業員数)	役員平均年収
従業員 300 人未満	3,109万円
従業員 300~999 人未満	4,043万円
全体	4,381万円

出所:一般財団法人 労務行政研究所:労政時報「役員報酬・賞与等の最新実態」平成25年度データ

①-(2)北海道知事の報酬

平成28年度北海道知事報酬月額	1,035,000円
平成28年度北海道知事報酬月額×15	15,525,000円

②社会福祉法人黒松内つくし園 常勤職員の給与(平成29年4月度平均額)

算定年月	常勤職員の給与平均月額	常勤職員の給与平均年額
平成29年4月度	252,644円	3,031,733円

③法人の経理の状況等

平成29年3月度決算における事業活動計算書の当期活動増減差額及び当期活動増減差率

決算年度	事業活動計算書	事業活動計算書
	当期活動増減差額	当期活動増減差率
平成29年3月期	27, 164, 522円	0.8%

参考資料 施設長等の年俸について(理事兼務を除く)判断基準

①初年度	①6,000,000 円 (月額基本給 450,000 円役職手当 50,000 円)	
	② 2 ヵ所以上の事業を兼務する場合には、6,120,000 円~	
	6,390,000 円とする事ができる。	
	(月額 基本給 459,000 円~479,250 円役職手当 51,000 円	
	~53,250 円)	
	①6,120,000 円~6,240,000 円	
	(月額基本給 459,000 円~468,000 円役職手当 51,000 円~	
②5年経過以上	52,000 円)	
適性業務執行の場	② 2 ヵ所以上の事業を兼務する場合には、6,390,000 円~	
合	6,630,000 円とする事ができる。	
	(月額 基本給 479,250 円~497,250 円役職手当 53,250 円	
	~55,250 円)	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

上記の昇給等については 事業の収支状況等を勘案して理事会・評議員会にて決定する。

但し、平成29年3月31日現在の報酬額がこの額より高く定められている年俸職員は、理事会の決定が無い限りは、その職務を終えるまでは変更しない。

定年退職者の再雇用及び新たに中途採用する場合は、①②の規定によらず前職の年俸等を勘案して理事会で審議し、評議員会で決定する。

医師の年俸について

③原則 年俸11,000,000円~13,000,000円

※その経験年数や医師業務内容等を考慮し、理事長が理事会へ提案し、理事会・評議員会で決定する場合がある。